

別紙

諮問第1240号

答 申

1 審査会の結論

「生活安全相談処理結果表」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「生活安全相談処理結果表（管理番号〇-〇号 受付番号〇-〇〇-生活安全-〇号）において、生活安全相談係統括係警部補が手書きにて修正した部分の開示」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年10月1日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人が関係者となっている裁判の相手方（以下「相手方」という。）は、裁判所に対し、生活安全相談処理結果表（管理番号〇-〇号 受付番号〇-〇〇-生活安全-〇号）を証拠として提出した。

その一部が、相手方のもと思われる筆跡で改ざんされていた。

相手方が上述の改ざんを行っていたならば、刑法155条の公文書偽造等の罪に当たると思われる。

実施機関に、上述の改ざん疑惑について問い合わせたところ、上述の手書き修正は〇〇警察署職員によって行われたものであり、当該職員は、手書き訂正の後、即刻、システム内の情報も手書き訂正に即して直した旨を答えた。

しかし、その答えには3つの矛盾がある。すなわち、①生活安全相談処理結果表の

改ざんの筆跡は相手方のものと思われるし、②なぜ、当該職員は、即刻、システム内の情報も手書き訂正に即して直していたならば、システムから出力した生活安全相談処理結果表を所属長の決裁を受けた後、保存しなかったのか、③生活安全相談処理結果表が作成出力されたのは、当該職員が相手方から事情聴取をした後であり、当該職員が相手方から既に事情聴取を終了しているにもかかわらず、内容を間違えて入力することは極めて不自然である、の3点である。

実施機関の答えの真偽を確認するため、公文書の開示請求を行ったが、実施機関は、一部開示決定の処分をしつつ、肝心の部分（手書き訂正部分）は秘匿した。

相手方が有印公文書を変造し、裁判所に証拠として提出していたならば、その事実を隠蔽しようとした実施機関の行為は、刑法103条犯人蔵匿・隠蔽罪に当たると思料する。

実施機関は、法秩序を維持する上でも、審査請求人の請求内容を認めるべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 警察職員の氏名及び印影は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであることから、条例7条2号に該当する。実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員については慣行として公にしていないことから、同号ただし書イの規定により開示すべき情報には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハの規定により開示すべき情報のいずれにも該当しない。

そして、警察職員の氏名及び印影を公にすることにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員に対する不当な働き掛けや、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあることから、警察職員の氏名及び印影は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条4号に該当する。

(2) 警察職員の氏名及び印影以外の非開示部分は、本件開示請求に係る対象公文書が特定の個人の生活安全相談に係る文書であり、相談者その他の関係者（以下「相談者等」という。）の個人に関する情報であるから、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報である。

また、特定の個人を識別することができる記述等の部分を除いたとしても、公にすることにより、相談者等の関係者には相談者等を特定することが可能となるとともに、通常他人に知られたくない相談内容が明らかとなり、当該相談者等の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

さらに、生活安全相談業務は、相談者の秘密を守るという信頼関係に基づいているところ、警察職員の氏名及び印影以外の非開示とした部分を公にすると、相談者等の名誉や権利利益を侵害するおそれがあり、当該相談者等の信頼を損ない、その結果、協力が得られなくなるなど、生活安全相談に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条6号にも該当する。

(3) なお、審査請求人は、本件開示請求に係る対象公文書は、審査請求人が民事訴訟の関係者となっている裁判で相手方から証拠として提出され、かつ、それが相手方により改ざんされた疑いを審査請求人が抱いているものであることを理由に非開示部分を開示すべきと主張する。しかしながら、個別民事事件の一裁判で証拠提出されたからといってその公文書が広く公にされた公文書と解釈することはできないし、また、条例に基づく情報公開制度は、何人に対しても開示請求を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかによって結論を異にすべきものではなく、何人も等しく同様に扱うこととされているので、審査請求人の主張は実施機関の判断を左右するものではない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 1月11日	諮問
平成31年 4月 1日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年11月25日	新規概要説明（第177回第三部会）
令和 元年12月12日	審議（第178回第三部会）

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 生活安全相談について

生活安全相談（以下「相談」という。）とは、「警視庁生活安全相談取扱規程」（平成12年3月16日訓令甲第12号）において、都民の社会生活上生じる防犯問題、家事問題、民事問題及び身の困りごとに関する相談であるとされており、実施機関における相談に係る業務は、職員が都民の生活の安全に関わる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図り、もって都民生活の安全と平穏を確保することを任務とするとされている。

そして、「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日通達甲（生．総．家相）第3号。以下「要綱」という。）において、相談業務を実施する場合には、職務上知り得た秘密を厳守し、関係者の名誉、信用、社会的な地位等を傷つけないようにすることなどの心構えを定め、相談担当者及び相談責任者は、相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要を警察総合相談業務等管理システム（以下「管理システム」という。）に登録するとともに、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び要綱別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされている。さらに、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、要綱別記様式第4号「相

談関係者」を出力し、保存するものとされている。

また、相談担当者及び相談責任者は、継続の措置とした相談については、2回目以降の相談を受け、又は連絡確認を行った場合は、その取扱経過を登録するとともに、要綱別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」を、継続事案が終了した場合は、要綱別記様式第3号「相談処理結果」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされている。

#### イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件開示請求に係る対象公文書は、「生活安全相談処理結果表（警視庁〇〇警察署 受付番号 〇-〇〇-生活安全-〇号）」（以下「本件対象公文書」という。）である。

本件対象公文書は、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」、要綱別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」、要綱別記様式第3号「相談処理結果」及び要綱別記様式第4号「相談関係者」から構成されている。

実施機関は、本件対象公文書のうち、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例7条2号及び4号に該当し、本件非開示情報1以外の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）は同条2号及び6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、

当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### エ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討したところ、本件非開示情報1は、実施機関によると、いずれも管理職でない警察職員の氏名であるとのことであり、実施機関においては、管理職でない警察職員の氏名については慣行として公にしていなことからすると、本件非開示情報1は条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### オ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、相談者等の住所、氏名、生年月日等の人定情報、相談の内容、相談に対する処理経過及び結果、相談の分類種別、相談の措置方法及び措置結果等が記載されており、その一部が手書きで訂正されていることが確認できる。

本件非開示情報2は、その記載内容から一体として個人に関する情報で、特定の

個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、相談業務は、警察が相談者等の秘密を守るという信頼関係に基づいており、その内容が一部でも公になると、相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、相談業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明